

## 改正案の概要

### 無線電信等に関する特例措置の限定

携帯電話等の陸上移動局の無線電話の備え付けに関する特例措置は、以下の期間に限定されます。

- **対象:** 遊漁船業法第2条第1項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶
- **期限:** 令和8年10月1日以降最初に実施される定期検査または中間検査まで
  - 以前は「当分の間」とされていましたが、期限が設けられます。

### 簡易型船舶自動識別装置等の義務化

旅客船に該当しない遊漁船に対しても、以下の装置の備え付けが義務付けられます。

- **対象:** 簡易型船舶自動識別装置(自船の位置情報を自動で継続的に海上保安庁へ送信する装置)

### 法定無線設備の備え付け義務化

遊漁船に対しても、法定無線設備の備え付けが義務付けられます。

- **経過措置:** 一定の経過措置が設けられます。
- **改正内容:** 従来免除されていた遊漁船にも義務が課され、規定の適正化も行われます。

## 今後のスケジュール

この改正案は、以下のスケジュールで進行する予定です。

- **公布:** 令和8年4月1日
- **施行:** 令和8年10月1日